

船舶インシデント調査報告書

平成28年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成27年8月17日 01時30分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港北西方沖 酒田灯台から真方位316° 10.3海里付近 (概位 北緯39° 04.2′ 東経139° 39.8′)
インシデントの概要	プレジャーボート第12とみせ丸は、南東進中、主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年9月2日、調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 第12とみせ丸、2.9トン
船舶番号、船舶所有者等	211-18155山形、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 3～5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、主機を回転数毎分約1,700～1,800、約7～8ノットの対地速力で航行中、主機が停止して運転できなくなり、船長が燃料こし器のエア抜きを行ったものの、主機は始動しなかった。 本船は、機関修理業者が点検した結果、主機の燃料こし器に閉塞が認められた。 船長は、平成27年8月1日に燃料こし器の掃除を行っていた。
分析	本船は、燃料こし器が閉塞したことから、主機への燃料の供給が阻害され、主機の運転ができなくなったものと考えられるが、燃料こし器が閉塞した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、燃料こし器が閉塞したため、主機への燃料の供給が阻害され、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。